

提案書評価基準

評価項目	評価基準	配点 (*)	配点レベル					
			ランク	C	B	A	S	
				内容が不十分/記載がない	概ね妥当な内容である	通常想定される提案としては最適な内容である	通常の想定を超える卓越した提案内容である	
				13点の場合	0	4	8	13
10点の場合	0	3	6	10				
7点の場合	0	2	4	7				
資格要件の充足	資格審査の資格を全て満たしているか(別紙1を参照)		可・否					
1.業務内容及び実施方針等								
ア.業務の目的、主旨との整合性	・公募要領、説明書に記載された業務の方針及び主旨との整合性が取れているか。	10	20	0	【必須】要件を充足する場合10点、充足しない場合は0点			
	・提案書全体を通じて、仕様書の要求事項以外で、当該事業をより効率的に実施する方法とその有効性について、具体的な提案がみられるか。	10					具体的な提案がみられない	最低限の具体的な提案はみられる
イ.業務内容の妥当性、独創性	・ExCo会議及びWG会議の運営に係る提案について、創意工夫がみられるか。	13	52	0	工夫がみられない	最低限の工夫はみられる	一定の工夫がみられ、成果が高まる可能性がある	優れた独自の工夫がみられ、成果が高まる可能性が高い
	・地熱プラントメーカー見学の運営に係る提案について、創意工夫がみられるか。	13			工夫がみられない	最低限の工夫はみられる	一定の工夫がみられ、成果が高まる可能性がある	優れた独自の工夫がみられ、成果が高まる可能性が高い
	・地熱ワークショップの運営に係る提案について、創意工夫がみられるか。	13			工夫がみられない	最低限の工夫はみられる	一定の工夫がみられ、成果が高まる可能性がある	優れた独自の工夫がみられ、成果が高まる可能性が高い
	・意見交換会の運営に係る提案について、創意工夫がみられるか。	13			工夫がみられない	最低限の工夫はみられる	一定の工夫がみられ、成果が高まる可能性がある	優れた独自の工夫がみられ、成果が高まる可能性が高い
ウ.業務実施方法の妥当性、独創性	・業務の実施方法に具体性があり、実現可能となっているか。	10	23	0	【必須】要件を充足する場合10点、充足しない場合は0点			
	・提案内容が適切に実施できる根拠、工夫、経験等が具体的に示されているか。	13						根拠が示されていない
2.業務実施主体の適格性								
ア.業務実施体制	・業務遂行可能な人員が確保されており、実施手法に無理がないか。 ・業務の実施スケジュールに無理がなく緻密であるか。	10	23	0	【必須】要件を充足する場合10点、充足しない場合は0点			
	・業務実施のための効果的な人員体制となっているか。 ・機構からの要望に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	13						体制は備わっていない
イ.業務実施能力	・業務実施に必要な知見、ノウハウを有しているか。 ・必要に応じ、関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。	10	10	0	知見・ノウハウがない	最低限の知見・ノウハウを有している	十分な知見・ノウハウを有している	優れた知見・ノウハウを有しており、成果が高まる可能性が高い
ウ.類似業務の経験・実績	・過去に類似の業務(国際会議の企画・運営や、他国の要人・有識者の招聘事業、並びにそれに準ずる業務)を実施した実績があるか。	10	10	0	別紙2を参照			
エ.経営状況・経理処理能力の適格性	・事業を行う上で適切な財政基盤や経理処理有力を有しているか。 ・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制を有しているか。	10	10	0	【必須】要件を充足する場合10点、充足しない場合は0点			
3.ワークライフバランス等の推進に関する指標								
ア.ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの認定を受けているか。	7	7	0	別紙3を参照			
4.概算見積価格								
(1-概算見積もり価格/予算額)*(60点)		60	60	0	0	見積額 0円 予算額 0円		
小計(イ.-エ.)	必須点	40	215	0	0			
	加点	175		0				

資格審査	配点	得点
競争に参加できない者でない(競争参加者の資格に関する公示)。	○×	
競争参加資格を有する(「役務の提供等」で「A」、「B」若しくは「C」)。	○×	
補助金交付の停止・指名停止でない。	○×	
説明書の交付を受けている。	○×	

2.ウ.「類似業務の経験・実績」の採点基準

【審査のポイント】過去に類似の業務を実施した実績があるか

評価項目		尺 度			
業務実績	過去5年間における、国際会議の企画・運営や、他国の要人・有識者の招聘事業、並びにそれに準ずる業務の受注実績件数	0～1件	2～3件	4～5件	6件以上
点数		0	3	6	10

3.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に関する採点基準

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)

- ・プラチナえるぼし 7点
- ・えるぼし3段階目(※1) 6点
- ・えるぼし2段階目(※1) 4点
- ・えるぼし1段階目(※1) 3点
- ・行動計画(※2) 1点

※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

次世代育成支援対策法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

- ・プラチナくるみん 7点
- ・くるみん(令和4年4月1日以降の基準) 4点
- ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 4点
- ・トライくるみん 4点
- ・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 3点

青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

- ・ユースエール認定 6点

(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う)

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。